

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和4年 3月28日

長沼町長 齋藤 良彦



長沼町 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
長沼町	長沼	令和4年3月28日	—

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	11,200ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	10,094ha
③地区内における65才以上の農業者の耕作面積の合計	1,986.9ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	1,106.8ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	1,279.6ha
(備考) 経営面積の縮小や離農をしようとする農家は、地域の意見を尊重するために各行政区(31地区)の長沼町農用地利用改善組合や、農地中間管理機構に貸し付ける。	

2 対象地区の課題

・長沼地区全体では、65歳以上で後継者未定の農業者の耕地面積よりも、今後中心経営体が引き受ける意向のある耕地面積の方が172.8ha多く、担い手は十分に確保されている。地区内の内訳として、各行政区(31地区+市街地)ごとでも、全行政区で後継者未定の農業者の耕地面積よりも、今後中心経営体が引き受ける意向のある耕地面積が多い。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

・長沼地区の農地利用においては、中心経営体が担っていく。
・1農家あたりの耕作面積が拡大していくことが想定され、効率的な農業経営を行うことができるよう、農地の集約化を進めていくとともに、農地の規模拡大による農作業時間増加に対応するため、新たなICT農業機械等を導入し、労働時間の削減を図る取組を進める必要がある。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針

・中心経営体への農地の集積・集約化を推進するために、農地所有者の営農意向を把握し、農業委員会、各行政区の農用地利用改善組合、JA等関係団体との連携を図り、農地引受を円滑に進めながら、希望者がいる場合は農地中間管理機構等も活用する。
・基盤整備、換地等を行い農地の集積・集約化を図るとともに、中心経営体の1農家あたりの耕作面積の拡大に伴う農作業時間の増加を解消するため、スマート農業等を活用した労働時間の削減を図る。

5 地域農業の将来のあり方

・離農や規模縮小をする農家の農地を売買または賃貸により面的集積を推進し、中心経営体農家の生産性を向上させる。
・土地利用型農業については、農業機械の共同利用により生産費のコストダウンを図る。さらには、土地利用型農業のみでなく、新たに高収益作物を導入し複合化・高付加価値化に取り組むことで収益の増加を図る。
・長沼町ならではのグリーン・ツーリズム特区、どぶろく特区などの地域資源や地域農産物を活用した農業の6次産業化を推進する。
・新規就農者の受け入れや雇用、担い手の育成を確保するとともに、生産技術や生活支援等の面で行政区ぐるみでフォローアップを行い、将来的には地域の後継者として育成する。

■当該区域における今後の地域の中心となる経営体(担い手)の状況:個人 497経営体、法人 42経営体

■当該区域に担い手が十分いるかどうか:担い手は十分に確保されている。